

令和2年度 島根県原子力安全顧問会議（第2回避難対策小会議）

日 時 令和3年3月18日（木）

13:30～15:30

場 所 島根県職員会館 健康教育室  
（テレビ会議）

○田中GL 失礼いたします。定刻になりましたので、それから皆様お集まりでございますので、これから第2回目となります避難対策小会議を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます島根県原子力安全対策課の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、前回と同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策としまして、テレビ会議により開催させていただいております。島根県庁側、こちらのほうになりますけども、今回もテレビ会議の様子を報道機関の方に公開しております。この点、御承知おきいただきたいと思っております。

そういたしますと、初めに、島根県防災部次長の森本のほうから御挨拶申し上げます。

○森本次長 島根県防災部次長の森本と申します。

顧問の先生方におかれましては、本日は大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。また、本日は内閣府の永井原子力防災推進官にも御参加いただいております。お忙しい中ありがとうございます。

さて、この小会議につきましては、前回12月に1回目を開催し、今回が2回目となります。今回は防災計画と避難計画に関係する項目などを御確認いただく予定ですので、顧問の先生方におかれましては、様々な角度から忌憚のない御意見をいただければと考えております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○田中GL よろしく申し上げます。そうしますと、最初に御説明に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。片桐先生には御不便かけますが、よろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元に次第をめぐっていただきますと出席者名簿、続いて資料の1-1と右肩に書いておりますけども、1-1は、今回の小会議項目の一覧となっております。それから、資料の1-2、次のページになりますけども、第1回、前回の小会議での先生

方の御意見まとめたものになっております。

それから、次のページ、参考資料の1、2とございますけども、前回会議で提示した資料、こちらについても御用意しております。続いて参考資料2、それから、その後、資料の2となりますけども、これは今回の小会議の項目、県のほうの考えというのを項目それぞれについてまとめた資料となっております。資料の構成は以上となっております。

そうしますと、本日は、片桐顧問、関谷顧問、野口顧問、3名の先生方、それから東京のほうから内閣府の永井原子力防災推進官、こちらにおかれましてはテレビ会議システムで御参加いただいております。それから、島根県側の会場になりますけども、岸川原子力防災専門官にもこちらの会場から同席いただいております。

そうしますと、本日の議事の進め方、簡単に御説明させていただきます。

まず、次第を見ていただくと、3.のところになりますけども、項目の説明といたしまして、初めに島根県のほうから今回の小会議の項目設定の考え、こちらにつきまして御説明させていただきます。その後になりますけど、4.のほう、議題(1)に防災計画と避難計画とありますけども、こちらについては項目ごとに県の考え御説明させていただきました後に、先生方、名簿順にいつものように御指名しますので、御意見頂戴したいと思います。また、一人一人が御意見いただいた後にでも、ほかの顧問の御意見を踏まえた追加の御意見ですとか、ほかの先生方に直接お聞きになりたい、こういったところももしあるようでしたら御発言いただければと思っております。

今回もハウリングの発生、こちらのほうを防ぎますため、発言される以外のときはマイクをオフにさせていただきたいと思っております。御協力よろしくお願いいたします。

そうしますと、先ほど御説明いたしました次第の3.項目の説明のどこに入っていくかと思っております。島根県から御説明しますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤室長 島根県の佐藤です。いつも大変お世話になっております。私のほうからは、資料の1-1に従いまして、今回の項目設定の考え方をまずは説明をさせていただきたいと思っております。資料1-1を御覧ください。

1.の項目設定の考え方でございます。島根県では、万が一事故が起きた場合の原子力災害に備えて、周辺地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、地域防災計画、避難計画の具体化、充実化を推進をしております。次に、具体的な項目設定の考え方でございますけれども、まずは周辺地域住民の視点に立ちまして、その懸念に応える形で確認を行いたい考えであります。したがって、検討項目は他地域の住民説明会などで

出された疑問等を参考に設定をいたしております。

資料を1枚、2枚はぐっていただきますと、参考資料として第1回小会議の資料、小会議の進め方という資料がございます。ここの中ほどですけれども、テーマ（1）から（4）上げておりますが、今回につきましては（1）の防災計画と避難計画というテーマを御議論させていただきたいなと思っております。

資料1-1に戻りまして、2. 第2回小会議検討項目ということで、（1）防災計画と避難計画、テーマを書いておりまして、以下に6つほど項目を上げさせていただいております。それぞれの項目の下に括弧書きで、例えば2番目ですと避難計画の実効性はどのように確認をするのかと。括弧として第1回、野口顧問意見関係というふうに書かせていただいております。こちらは項目設定の考え方で冒頭説明をしましたことに加えまして、第1回会議で各顧問の先生方にいただいた意見を踏まえて項目を設定をしたと、そういった趣旨でございます。（1）の防災計画と避難計画、繰り返しになりますけれども、1から6つ、まず1つ目が避難計画も原子力規制委員会が審査すべきではないか、そして2つ目、避難計画の実効性はどのように確認するのか、そして3番目、避難計画の実効性は数字で表すべきではないか、そして5番目、原子力災害時に行政職員が対応するためにどのような取組を行っているのか、そして6番目、原子力災害時の資機材はどのように整備を行っているのか、以上6点を議論させていただきたいなと思っております。

そして、（2）でその他というふうにさせていただいております。これは、実は先ほど見ていただいた第1回目の資料のほうには記載をされておられません。これはその他項目ということでモニタリング、放射線の測定に関する項目を3つほどさせていただきたいなと思ひまして上げております。項目については以上9項目で今日の会議を進めたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○田中GL そういたしますと、3. の項目の説明というところは以上となります。

続きまして、議題のほうに入っていきたいと思っておりますけど、議題の1つ目、防災計画と避難計画、こちらの説明に入ります。

項目の1から6まで、こちらについては1項目ずつ県の考えについて御説明させていただいた上で、顧問それぞれお一人お一人から項目ごとに御意見を頂戴したいと思います。それでは、説明に入ります。

○福島企画員 そうしますと、私、福島の方から、この後、資料2を基に御説明させていただきたいと思ひます。資料2をお手元に御用意いただけますでしょうか。

まず、1つ目の項目なのですが、避難計画も原子力規制委員会が審査すべきではないかという項目にしております。これについて島根県の考え説明させていただきます。記載しているとおり、福島第一原子力発電所事故が起こり、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかになったことから、国は自治体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際の科学的、客観的判断を支援するため、原子力災害時の避難等に係る専門的、技術的事項等について定めた原子力災害対策指針を平成24年10月31日に新たに策定しました。それ以降も新たな知見等を踏まえ、8回の全面改正を行っています。これは国がどのようなことを行ってきたかということになります。

そして、島根県でもそれを受け、地域防災計画、この資料2の2ページから8ページのほうに別添資料としてつけておりますが、こちらが地域防災計画でどのような修正等々を行ってきたかということが記載されております。地域防災計画の原子力災害対策編ですとか、広域避難計画、これは資料2の9ページのほうに広域避難計画の策定に関する主な経過というものをつけております。それで、策定、改正するなど必要な対応を行ってきました。

ここが県が何を行ってきたかということなんですけれども、先ほど申しました地域防災計画2ページ以降つけておりますが、特に4ページの第15次修正、御覧いただけますでしょうか。こちらの4ページに記載してある修正が第15次修正になりますけれども、上の1パラ目に記載しております原子力災害対策指針が策定されてから、最初の大きな修正になっております。

また、9ページ目に広域避難計画の策定の主な経過というのをつけております。その中で最新の平成28年3月に広域避難計画一部修正しておりますが、内容としましては、まず一つとして原子力災害対策指針の改正に基づく修正で、原子力発電所の状態に基づく判断基準EALですとか、放射線の測定結果等に基づく防護措置実施基準OILに応じた防護措置等の実施方法を明示しました。また、地域原子力防災協議会作業部会等の検討による修正ということで、避難行動要支援者の屋内退避ですとか、避難退域時検査体制の整備、安定ヨウ素剤の配布体制の整備などについて修正を行っております。

そして、資料2の1ページに戻っていただきますと、記載のとおり避難計画を原子力規制委員会が認可することを想定した場合、避難先や避難経路等が記載された計画が策定されていればいいのかと。それに基づく訓練を数回行っていけばよいのかなど、具体的な審査基準の設定が難しいと考えられます。また、一定の基準さえ満足すればよいとの考えな

どにより、不断の見直しや改善を図る取組を阻害する可能性もあります。このことから、国が法的に許可する枠組みは難しいと考えられます。さらに、原子力災害時の避難計画は地域の実情を熟知している自治体と、専門的な知見を持つ国が一体となって策定していますので、国が避難計画を法的に認可することは適当ではないと考えます。項目1については以上でございます。

○田中GL そうしますと、項目1について県の考え方は説明させていただきましたけども、それではこの項目についての御意見、名簿順に片桐先生のほうからよろしくお願いたします。

○片桐顧問 ありがとうございます。最初の項目ということで避難計画を原子力規制庁が審査すべきじゃないかという項目なんですけど、私は、避難の対応自体は、やっぱり住民の安全を確保するための活動、対応であろうということが大前提かなというふうに思っておりますので、そういう意味ではやっぱり住民に近いところの県の活動、役割っていうのは大きいかなというふうに思います。ただ、計画立案に関しては県のいろんな現状、現地の様子、状況はどうだっということをお勘案しながら、国がそのサポートをしながら今計画が策定されようとしていますので、その点については結構かなというふうに感じます。災害対応として一番、今現在考えておかなくちゃいけないところは、やっぱり今日の項目では複合災害については触れないということにはなっていたんですが、やっぱり複合災害のときにどういう状況に置かれるのかっていうことをちゃんと頭に描いて対応しなくちゃいけないかなというふうに思います。先ほど計画の立案に関しては国もサポートして、今現在策定されつつある、されているということは承知してはるんですが、計画どおりに状況が展開するかということは、恐らくほとんど現実的にはないだろうというふうに考えます。それは複合災害においてです。そうすると、やっぱり国は複合災害も念頭に置いて計画の策定を支援するというふうな形には今現状なってますけど、国がもしそれを審査すべきということになったとしたら、何をもってそれは審査できるのかということに関しては、疑問を感じるころがございます。やっぱり複合災害について頭に描くってのが大前提で、やっぱり国も災害のときには県も被災をして、地方自治体も被災をして、その中で活動を進めていくという状況でありますから、もろもろのことを考えなくちゃいけませんし、実際に要員の確保についても含めて全体的にはかなり苦しい状況の中で展開していかなくちゃいけないのかなというふうに思いますので、計画立案に関して国が責任を持ってやるべきだということに対しては若干、最終的には疑問を感じるということで、私の意見は終

わらせていただきたいと思います。

○田中G L ありがとうございます。

続きまして、関谷先生のほうからもコメントいただけますでしょうか。

○関谷顧問 聞こえますでしょうか。

○田中G L はい。よく聞こえてます。よろしくお願いします。

○関谷顧問 ありがとうございます。東日本大震災の後、国は国で当事者として緊急時対応をつくっており、県の計画としてつくってる避難計画とは別に、国も当事者としてつくっているというふうに思います。ですので、県の計画に対して審査云々というよりは、国も県もそれぞれがつかさつかさの役割として計画プランを立てているというふうな意味で、県のほうだけを審査するっていうふうなスキームには現在ないのかなというふうに理解しています。以上です。

○田中G L ありがとうございます。

引き続きになりますけど、野口先生、よろしくお願いいたします。

○野口顧問 どうもありがとうございます。ちょっと今日、第2回目の初めての質問項目なのですが、この避難計画というものに入る前に、全体的な今回の問題提起の在り方について一言述べてから、この問題についてコメントします。

まず、市民の方、県民の方の不安という視点にしっかり根づいて、まずその疑問に応えていこうということは、県民防災という観点で大変いいことだというふうに思っまして、そういう意味ではこの視点でまずまとめられるっていうことに関しては、大変結構かと思えます。ただ、第1回目で申し上げましたとおり、防災計画をずっと詰めていくためには何が問題かという問題設定がすごく大事なんですね。そういう意味では県民の方の質問に答えることが本当に今一番問題なのかどうかということも踏まえて、今後順番に県としてやるべきことをしっかりやっていくというふうに聞いてますから、そういう意味では安心していますけど、そういう意味で取りあえず今気づいた、誰かが言ってる問題を一步一步クリアしていけば、いい防災計画ができるわけではないので、そういう意味でのこの防災計画をどういう視点できちっと議論するかということが大事だということは、改めて申し上げます。

その上で避難計画を原子力規制委員会が議論すべきかどうかという問題に対する私自身の回答なんですけど、避難計画というものを原子力防災計画の中でどういうふうに切り取るかということによっても、多少答えが違ってくるんですけど。まず、避難計画の審査と

というのは、計画という紙に書いたレベルの審査のことを言っているのか、それとも避難計画、実効性まで含めて審査と言ってるのかによっても少し答えが違って来るし、さらに言うと避難計画というものが原子力防災のほかの仕組みと切り離して、これだけ議論できるかという問題も実はあるんですね。そういう意味で原子力防災自体は国、行政、それから地方自治体、それから事業者、市民の総合防災力なので、そういう意味では国、原子力委員会も原子力防災の当事者の一つなので、そういう大きな意味で言うと、当事者が自らのことを審査するのは、スキームとしては難しいのではないかというふうには思います。ただ、県の分担に対して規制委員会が規制委員会としての要求事項を出してきて、その点で十分かどうかということを見るということは、技術的にはあり得ると思います。

ただ、避難計画の難しいところは、いわゆる発電所システムの規制とは違って、いろいろな視点が必要なんですね。例えば機械というのは1回審査すると、特に大きな変更をかけない限りその状況がずっと続いていくんですけど、人間の持つる仕組みというのは毎年毎年変化するんです。例えば行政の方も替わるし、市民状況も変わるし。もっと言うと、避難計画自体を審査するためには、こういうとき本当に県民の方がこういうふうに動いてくれるかという県民活動の審査まで実はしなくちゃいけないんですよ。そういう意味では、審査という項目に関しては、あんまりふさわしくないのかなという気はしていますっていうのが第一義の僕の答えなんですが、ただこの問題提起というのは、もう一つ裏の問いがあって、なぜ県民の方がこういうことを言い出すかっていうことを、県庁としてはしっかり考えなきゃいけなくて、恐らくこれは何らかの不安の現れなんですね。このまま例えば県にお任せしてて大丈夫かなという不安の現れ方が、ああ、やっぱりお目付役がしっかり見てもらう必要があるじゃないですかということにつながってると思ってて、そういう意味では、我々顧問会議自体もちゃんとしろよというふうに言われてるというふうに思っています。そこは我々も第三者というより県民の方から注目を浴びている担当者の一人として重く受け止めたいと思います。そういう意味で、こういう県民の方から言われたときに、言葉上の規制委員会の審査ということに直接答える以外に、なぜこういうことを思われていて、この不安をどういうふうにして解消していけばいいのかなっていうことをちゃんと答えてあげるのも、県としては非常に大事です。やっぱり島根県民のそういう不安を代理する島根県庁であればこそ、そういう視点での回答を付け加えてあげることによって、県民の方の信頼度は増すのではないかと思います。その具体的なやり方は、恐らくこれから2番目、3番目に発せられてる回答とダブると思いますので、この問題に関しては、私の

ほうからは一応こういうふうにしときたいと思います。以上です。

○田中G L ありがとうございます。

それじゃあ、具体的な中身にも入ってきますので、まず2番目の項目に進めさせていただきたいと思います。それでは……。

○野口顧問 今の件ではほかの顧問の意見を聞かなくてもいいのかな。

○田中G L じゃあ、よろしいですか、よろしいですか、はい、分かりました。

各顧問からの御意見皆さんいただきましたんで、それでは、ほかの顧問の先生に対する追加の御意見とか、ほかの顧問の先生に直接、今言われたことについてお聞きになりたいところとかございましたら、先生からでもお話いただいても構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○野口顧問 僕は内閣府の方も含めて、ちょっと皆さんに聞きたいのは、規制委員会という手法を大事にするとすると、規制委員会の立場でこういう防災計画、避難計画に対して何らかの要求とかチェック項目って整理することは可能ですかね。そこら辺はどうお考えになりますか。

○野口顧問 どうでしょうかね。誰か指名したほうがいいですかね。

○野口顧問 いや、答えがなければいいんですが、やっぱり原子力の世界では規制委員会ということに対して、非常に万能なようなイメージを一般の方が持たれてると思って、でも規制委員会が規制としてきちっとやってる範囲はこういう分だということをきちっと理解していただかないと、原子力政策全般に対して規制委員会が万能であるわけでもないということも、きちっと説明しなくてはいけないのではないかというふうに思っています。特に日本では、原因系に詳しい人が結果系まで保証できるということなんで、例えば地震がなぜ起こるかということを知っていれば地震防災ができるというような勘違いがあって、逆に原子力のシステムに対して詳しければ原子力防災ができるということとイコールではないんですね。そういう意味では、原子力のシステム、専門知識があるということと、人々を安全に避難させる防災の知識というのは別の知識なので、そういうこともきちっと専門家の意見を聞くときには、もちろん規制委員会の中にもありますよ、そういうことを議論してるところは。でももっと自然防災も含めて防災の専門家もたくさんいらっしゃるわけで、何に対しては誰の意見を聞くべきかということはきちっと整理しておいたほうがいいと私は思います。そこら辺、片桐さん、いかがですか。

○片桐顧問 私も、少なくとも国が何でもやってくれるかっていったら、そこはちょっと

考え直したほうがいいところもあろうかなと思います。やっぱり野口先生が言われたように、この質問が一般の方から出てるっていうことを考えると、やっぱり何かに不安があるんだろうなというふうに感じますんで、それをやっぱり解消するための実効性の高いっていう言葉よく使いますが、本当に自分たちはどうやって安全を確保してもらえるのかな、ちょっともらえるっていう言葉自体がよくなくて、住民も当然一緒にやってもらわなくちゃいけない立場にあるんで、そのためにはみんなそれぞれの役割うまくまとまって一つの対応していくっていう姿が本来の災害対応の在り方かなと思いますんで、計画立案は非常に大事なんで、そこに対する議論はやったほうがいいとは思いますが、少なくとも国がその計画を審議して、それを許可を出すことが原子力災害対応の在り方、自然災害も含めて住民の安全を確保する活動につながっていくかっていったら、直結するものではないかなというふうに思います。

○田中GL どうぞ。

○佐藤室長 島根県の佐藤です。どうも御意見ありがとうございます。大変貴重な御意見いただきまして、とても参考になると思っております。確かに原子力規制委員会、規制庁との関係でいいますと、原子力災害対策指針という指針を出されて、島根県も地域防災計画をつくるに当たっては、そうした指針も参考としながら、踏まえてつくっております。ただ、我々の防災の仕事でいいますと、やはり何度も冒頭から意見としておっしゃられることなんですけれども、住民をいかにして安全な形で、住民の安全、生命、身体をいかに安全な状態にしていくかと、こういった視点が県として求められるというふうには思っております。ですので、確かに規制委員会で技術的、専門的なこともある一方で、住民をどうやって安全確保していくかっていうのは、また別の視点っていうのもあるのかなというふうに思っておりますので、なので、その両面で取組を進めていって、もちろん我々としては島根県に住んでいる、その周辺住民の方をいかに安全か、これを常に第一に考えてやっていく必要があるかなと、ここは心しておりますので、どうもありがとうございました。

○野口顧問 いや、ありがとうございます。大変、僕も力強いお言葉として聞きました。あと、その意味で規制委員会が持つてる規制という概念は、県庁自体も行政機関なので、なかなか難しいことがあると思いますけど、基本的に安全な世界では規制をクリアするというのはスタートラインに立てるということで、ゴールではないんですよ。それが何となく今の世の中っていうのは、規制をクリアしたことがゴールだっていうふうに思ったが

ってる。それが事業者も含めて、たくさんそういう状況になるんですけど、規制委員会が言ってるのは、あれはスタートを切っていいですよっていうレベルを言ってるだけなので、そういう意味でも原子力防災、避難計画というのは志高く持って、スタートを切っていいですよというレベルをクリアしましたじゃなくて、本当に県民の方が安心できるレベルまで頑張るという意思を強く持つことが大事だと思ってます。すみません、追加になってごめんなさい。以上です。

○田中G L ありがとうございます。大分、御意見出ましたので、この辺りでちょっと2番目に進みたいと思います。

それじゃあ、また県のほうから簡単に御説明させていただいた上で、先生方1人ずつコメントをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○福島企画員 引き続き、2の項目についても福島のほうから説明させていただきます。

避難計画の実効性はどのように確認するのかという項目にしております。島根県の考えとしまして、避難対策の実効性については、まず計画に必要な内容が盛り込まれているかどうかということが1つ。もう一つ、避難が計画どおりに実行できるかという2つの面があると考えております。島根県では避難計画の具体化、充実化を図るために、以下書いておりますが、あらかじめ計画や物的な整備などを具体例として下に記載しております。県内と岡山、広島両県、受入先の自治体の了解を得て具体的な避難先や避難ルートをあらかじめ地区ごとに設定しております。また、避難手段の確保のため、中国5県のバス、タクシー協会と協定を締結し、運転手の被ばく線量管理をすることとした上で、防護服等の資器材を整備しております。そして3つ目ですけれども、避難行動、要支援者の屋内退避のため、放射線防護対策設備を原発近隣の入所社会福祉施設や医療施設に整備をしております。

ほかにも挙げていけばあるんですけども、こうした具体的な取組を踏まえまして、これをちゃんと実行できるかという面から、県外避難や放射性物質による住民の汚染状況の検査体制の確保を含めて実動の訓練を行って、実効性向上のため様々な取組を進めてきております。具体的には、今見ていただいているページが10ページなんですけれども、次の11ページから17ページのほうに、これも別添資料としてつけております島根県原子力防災訓練の実施状況ということで、最新のものまで、いつ実施したか、また参加機関、参加者数は何人、何機関だったか、そしてどんな項目について訓練を行ってきたかという表をつけてございます。このような取組を県のほうでは進めてまいりました。

なお、国は、島根地域全体の避難計画である緊急時対応について、国と島根県、鳥取県の2県、島根県内の松江市、安来市、出雲市、雲南市の4市と、鳥取県の米子市、境港市の6市で構成する島根地域原子力防災協議会で取りまとめ、内閣総理大臣が議長となる原子力防災会議で了承するという仕組みとしております。この原子力災害時の避難対策全般については、島根地域原子力防災協議会の作業部会のほうで計画の具体化、充実化を進めることとしており、今後も国などの関係機関と相談しながら、引き続き検討を行ってまいりますというのが島根県の考えになります。以上でございます。

○田中G L そうしますと、この項目についてもお1人ずつ御意見いただきたいと思いません。

片桐先生からお願いいたします。

○片桐顧問 避難計画に定めた、例えば広域避難で他県に移動するとか、そういうことでこの地域の人がこの決められた避難所に移動するのにどのぐらい時間かかるのかというようなことを時間のファクターでフォーカスするといったことで、それは実効的なのかどうかというようなことを評価することは可能だとは思いますが、やっぱり災害として置かれてる状況は一樣ではないということを考えると、実際に計画では定めていたけど、それが本当に前に進むかどうかというような、まさに複合災害のときの混乱を考えれば、あまり実効性実効性ということで目標を定めて、これをクリアすればオーケーなんだというようなことの方自体は、いかななものかなというふうに感じております。むしろ大事なのは、どういう状況が我々に降りかかってくるのかということの日頃から災害対応に係る関係者の方々が問題意識を持ち続けること、それが共有できて初めてその流れとして連携がどうやって取れるのかというようなことの議論になるでしょうから、そういうことをむしろきちんとやっていくほうが実効的なんじゃないかなというふうに感じております。以上です。

○田中G L ありがとうございます。

関谷先生、続きましてお願いいたします。

○関谷顧問 確かに実効性というと、2つの面が両方あるっていうのは言葉としてはおかしくないと思うんですが、私、災害研究なんですけど、災害だと2つ目の計画どおり実行できるというのは、そもそも普通の災害の計画とかでも入ってくる概念ではなくて、計画どおりにうまくいくっていうのは普通はないっていうのが大前提としてあります。ただ、原子力の避難の場合は、できるだけ100%の避難を目指すという意味で、それを目標に

しているというところからこういうのがあると思うんですけども、基本的には前者、計画っていうかプランというよりは、手順をきちんと県なり市町村なりが準備して、それが正しく実行できるかどうかというふうなところを実効性っていうふうに言ってるというふうに理解をしています。それが手順としてきちんと準備ができているかどうかというふうなところが、実効性っていうふうに言われる部分なのかなというふうに理解はしていますので、その部分を高めていくっていうのは、もちろん必要なことだろうとは思いますが。ただ、どうしても原子力の避難だと自然災害と違って計画どおりうまくいかなければいけないというふうなプレッシャーがすごく強くあって、そこができるかどうかというところを実効性っていう、実効性があるかないかっていうところの議論になっているように思います。ですので、やっぱり防災としてはできるだけのことをして、住民を避難させて被ばくを減らすっていうふうなところを、まずは力点を置くべきなので、そのところが担保されてるかどうかというふうな基本を忘れないっていうようなところが重要なんだろうなというふうには思います。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

野口先生、お願いいたします。

○野口顧問 この実効性をどのように確認するかという答えの半分ぐらいは、実は県の回答の中にもうおっしゃってると思ってて、必要な要素はちゃんと入ってるかとか、それがちゃんとできるかっていう部分ということで、そこは県として結構整理できてるなと思って、今の言葉聞いていました。ただ、言葉上から言うと、実効性って2つの意味があって、一つはもともとできないことをやるって決めてないかっていう点の実効性という意味があるんですね。例えば3時間で避難しますっていったときに、どう考えたって3時間じゃ無理だろうっていうところを3時間でやるというふうに、できないことを決めてないかっていう点が1点。もう一つの実効性というのは、普通の状況であればうまくいくんだけど、例えば状況が変化したときにもううまくいかかっていう、適応力としての実効性って、この2つの実効性になるんです。これはちょっと議論を分けないといけなくて、当然ながら一番最初にチェックすべきことは、通常的前提としておりの状況であったら、今の計画がきちっと実行できるかっていう意味での実効性を確認するということが必要となるんですね。それが今いろんなところでやられてますが、訓練等を通じて、それを1個1個検証していくということになっています。ただ、今の訓練というのは、ややもするとこれとこれをやりますということをして流して、そういう意味で今、計画の実効性の今回はどの部分

を確認するための訓練なんだという明確な張りつけが結構ない場合があって、何となく特に総合訓練とかいうと総花的になってて、あれもこれもやりますとって、結局今回の訓練で何と何が確認できて、何の問題点ができたかっていう、訓練自体から確認しようとしてることさえ、実は明確に体系づけれてない場合が散見されて、まずそういうところをきちっとやる。だから、まず計画どおりにうまくいくかという観点の第1レベルは、それもやっぱり1年、年間の訓練で全てをやることはできないので、中長期計画の中で、今年はこのことをチェックします、来年はこのことをチェックしますというふうに、確実にまず計画の前提となっているものをやれるかどうかということをちゃんとチェックするというので、まず最初の実効性の担保はできると思います。

2番目は、実は標準的なものに対してはそれでできても、大きく状況が変化したり前提が変わったときに、うまくその計画の応用が利くかという実効性、これは非常に難しいんですね。ただ、これも県民のことを考えると、やっぱりずっと手をつけていかなきゃいけなくて、そのために大事なことは、原子力防災という避難も含めた活動を体系的に構想を整備して、それぞれの要素がどういうふうな応用力があるか、その連携はどうかという複数の視点でチェックしていく必要があります。分かりやすく言うと、フォールトツリーという、例えばフォールトツリーという手法がありますが、本来やるべきことが失敗する可能性ということを論理的に分析して行って、どういうことがあるとこれがうまくいかないかということ事前に潰しておくというやり方がすごく大事になるんですね。ただ、それはやっぱり限られたリソースなので、あんまり手を広げてもリソースがパンクするので、さっき言ったように、それは島根県の状況を考えて、まず最初の計画どおりできるかという実効性を訓練等においてきちっとやっていく。それで、特にそれから不確かさが大きいところに関しては、フォールトツリー分析なんかをやって、応用力がどこまで利くかっていうことをやっておくということをやっていけば、かなりの部分が詰められると思うんです。ただ、そのときに訓練なんかを、自分がやってる訓練が何の訓練かということを確認しておく必要があって、例えば住民の避難訓練ってよく言われてる行動があって、住民がバスに乗ってどっかいくって移動があって、あれ住民の避難訓練っていうんですけど、僕から見ると、あれは行政が住民を避難させるための行政訓練にしかかってないんですよ。住民自体の避難訓練にはなっていないような気がする。例えば住民の方が避難するとすると、例えばそれは1時間の避難なのか1週間の避難なのかによって持っていく物も違うじゃないですか。じゃあ1週間の訓練だったら自分たちはどういう物を持ってバスに

乗るのかってというようなことを考えさせて、その荷物の大きさまで含めて持てるかどうかというようなことも踏まえて避難訓練なんですよね。今は、行政が住民を避難させるための行政の訓練を住民の避難訓練といってるような気がしてて、そういうことをきちっとやっておかないと、この訓練によって何が確認したかということの意味が違ってくる。だから、そういうことをちゃんと設計して実効性を2段階で確保していくことがいいんじゃないかなというふうに思っております。それは今後の顧問会議の中でも非常に重要な案件として、今後も議論として展開することだと思っておりますので、今日はそういう実効性を担保するための枠組みの整理という段階で僕のコメントは取りあえず終わります。以上です。

○田中GL ありがとうございます。3人の先生方から御意見それぞれいただきました。

県のほうから少し訓練に対する考え方的なところをコメントを挟ませていただいた上で、また先生同士、御議論いただければと思います。

○佐藤室長 島根県の佐藤です。3顧問の先生からいただいた意見、いずれも参考になるなというふうに聞いておりますが、やはりもう少し整理をさせていただいて、しっかりとそうしたことも踏まえながら対応というのは考えていきたいなというふうに思っております。

○田中GL そうしますと、この2つ目の項目について、今それぞれ皆さんから意見いただきましたけど、それぞれお考えあったと思うんですが、ほかの先生にというのを、こういった観点でございますでしょうか、御意見。

じゃあ、片桐先生、どうぞ。

○野口顧問 片桐さん、ミュートになってるんじゃない。

○片桐顧問 ありがとうございます。県が御説明いただいた資料の後ろのほうに、訓練の例示したものがあったんですが、計画の確認をしていくことが訓練で、そこでもって実効性が確認できるというような考え方だと思うんですけど、ただ、そもそもの計画が本当にどういうものなのかっていうことをきちんといろんな状況におかれても対応できるものをつくっておかなくちゃいけないっていうのが1点と、それを確認するような訓練の姿に今現在はなってるかどうかってということに対しては若干疑問を感じます。これは国がやる訓練もそうでした、やっぱり企画するほうは非常に大変なんで、あんまり横からけちをつけるようなことは言っちゃいけないんでしょうけど、やっぱり訓練っていうのはきちんと何を確認できるのか、すべきなのかということ、あと置かれてる状況は自分たちが考えてるような状況ばかりじゃなくて、いろんな展開があって、それに対してどう対処できるのか

ってというようなことも確認できれば、そこでもって実効的な状況が確認できる、検証できるというふうな訓練になってくださるかなと思いますので、そういった訓練をやっぱり具体的に展開していく必要があろうかなというのを、訓練の項目ということではなかったですが、この避難計画と訓練のこのテーブルを見させていただいて感じまして、追加させていただきます。以上です。

○田中G L ありがとうございます。ほかに何か、野口先生お願いいたします。

○野口顧問 すみません。今の片桐顧問のおっしゃってることは本当に大事なことで、訓練って、こういう原子力防災というのは、事故っていうのは起きちゃいけないし、ただ起きない段階で防災力を高めるというときには、実は訓練ですごく大事なんですよね。これは行政も事業者も市民も、自分たちの何ができるかどうかを確認できる数少ない機会の一つなんです。それが何となく年に1回訓練をやらなきゃいけないからってというような義務感で回るとすごくもったいないし、逆に怖いなと思っていて、本当に年に何回かしかできない大切な時期を、どうやって効果的に確認するかっていうことは、本当に真面目に考えなきゃいけないと思っています。ただそのときに、やっぱり訓練自体の技術というものがまだあんまり高くなくて、訓練のための訓練になりかねない。よくP D C Aというような言葉を使って改善していきますといってるけど、何のP D C Aなのかもよく分かんなくて、訓練のやり方のP D C Aにクローズされてて、本当は訓練を通じて原子力防災とか避難という実行力のP D C Aでなきゃいけないのに、それが訓練のP D C Aでぐるぐるって回ってしまってるみたいな部分もあるんですよ。だから、そういうところを訓練の訓練、計画の計画ってというような切り分けをしないで、自分の計画の実効性を高める重要な手段として訓練をどう位置づけるか。そうすると、訓練等にどういう人材を当てはめるか、幾ら予算をつけるか、どの程度の期間をかけて訓練の計画や反省会をするかって、そこに全部実は収まってくるんですよね。そういうふうなトータルの中で、やっぱり僕は最終的には県民を守るために今何を確認し、何をチェックし、何を改善しなきゃいけないかっていうことをきちっと県が整理して、それを訓練にどう盛り込むか、これは訓練技術になりますけど、そういうふうな実際の県の防災力と訓練というのを有機的にくっつけていく仕組みを、島根県でつくられることを強く希望します。以上です。

○田中G L もう1回行政。じゃあ、県のほうからも一言申し上げます。

○田中G L じゃあ、その前に関谷先生、お手が挙がりましたので、よろしく願いいたします。

○関谷顧問 よろしいですか。聞こえますか。

○田中GL はい、大丈夫です。よろしくお願いします。

○関谷顧問 野口先生のを聞いてて気づいたんですけども、ちょっと実効性の話と訓練ってというのはトレーニングの話というのが、どちらを議論したらいいのかちょっとよく分かんなくなっていて、(2)で私、実効性だと思ってたので、訓練のことを議論するとは特に思ってなかったんですけども、ちょっと少し整理していただければなと思います。多分、普通県民が実効性とか、いろんな方々が実効性って言うてるのは、多分避難できるかどうかという部分を多分聞きたいっていうふうなことだと思いますし、けど、訓練っていったらやっぱりフルスケールのそのまんまの再現っていうのはできないので、やっぱり事前のトレーニングっていう格好になるんだらうというふうには思います。なので、訓練と普通の実効性っていうのは、結びつく部分もあると思うんですけど、やっぱり概念としては違うので、ちょっと少しこれは整理していただいたほうがいいんじゃないかなと思いました。以上です。

○野口顧問 すみません。今、関谷顧問のおっしゃってることも確かに大事な点だなと思うんですけど、ただ訓練は何のためにやるかということですよ。訓練のための訓練じゃなくて、9月1日防災の日だからとかいう格好でもないし、僕はやっぱり訓練を通じて自分の計画の実効性、有効性、課題ということを見つけられないから訓練をやってるんだらうと思っています。当然その中でスキルを磨いていくとか、スキルを確認するというのも、ひいてはそういうことだと思っていて、おっしゃるとおり防災訓練、この項目って防災訓練の議論するところじゃないんですけど、ただ実効性をどう確認するんですかっていう問いかけに対しては、そこにはやっぱり理論分析だとか訓練だとかという具体的な手段をやっぱり上げざるを得なくて、そういう中で特に訓練というのは大事な機会ですよということは認識しておいたほうがいいかなということで申し上げられてるということですね、すみません、以上です。

○佐藤室長 すみません、ありがとうございます。県のほうから一言、ちょっと訓練の話、実効性を確認するための一つ的手段だということでお話をさせていただきます。

確かに島根県も例年、年に1回このところ必ず訓練をしていますけど、ただ、これはまさに年間行事の一つというところに陥りがち。もちろんそんなつもりでやってることはないです。ただ、他地域のほうも含めて最後反省を聞くときに、今年度明らかになった課題を来年度の訓練に生かしていきますというような話をちょっと聞いたりとかはします。それ

ってやっぱり訓練のための訓練になってるんだなと、私個人的に印象を持ったことが以前あります。なので、そういったことに陥るっていいことはないようにしないとイケないなというのがまず一つ。

それから、実効性のところで片桐先生もおっしゃっておられましたけれども、日頃から問題意識を持つのが大事ですということがあったかと思ってます。これまさに、当然ですけども平時から持っておかないとイケないんですが、そういった気持ちを持ちながら訓練をしていくってということももちろん大事かなと思います。それから、手順確認の大事な場でもありますので、しっかりとその訓練を通じて手順を確認していくっていうのも大事ですし、さらに言うと、まさにちょっとおっしゃったことがひょっとしてそうかなと思っただのは、野口先生の避難訓練をするとき、住民避難訓練といったときに、それは行政の訓練になってるんじゃないかと。要するに住民の皆さんは何か、例えばですけど、輪番制でその地区が回ってきて、その地区が参加をするってというのが何となく決まっていて、バスに乗って避難先に行く、こんなことに陥りがちなという面もないわけではないと思ってます。ですので、これは避難訓練を実施するのであれば、住民の皆さんと共有をする機会というふうにも捉えて、我々ももちろん訓練でもあるし、住民の皆さんにもそれを体感してもらった訓練にしていくということも大事なのかなと、お話を聞いていてそうだというふうに思いました。ですので、今後、これは訓練の話ですけども、訓練を実施するに当たっては、やはり今日お話いただいたこともしっかりと整備をして、企画をして実施をしていくということが大事なのかなというふうに思っております。また、整理をちょっとさせていただきたいなと思います。

○田中GL ありがとうございます。若干、県のほう長くなりましたけど、特にコメントございますでしょうか。

片桐先生、よろしくをお願いします。

○片桐顧問 1点だけいいですか。

○田中GL よろしいですよ。はい、お願いします。

○片桐顧問 すみません。訓練の話をしちゃいけないのかもしれませんが、訓練やること自体はいろんな意味合いがあって、例えば総合訓練で原子力災害対応全体の枠組みはこうなんだっていうことを、住民の方々が理解する。あと、初めてこういう防災対応に携わる人が理解をするっていうような、そういう訓練も確かにあると思うんですね。だから、それを訓練と称して力量を確認するということとイコールではないんで、そういう、どち

らかっていうとみんなが学ぶような訓練のレベルと、さらにもう少し関係者がより力量を深めていく、高めていくっていう、そういう訓練の仕組みっていうのを、構造として全体構成を考えて訓練っていうものを言葉としても使っていかなくちやいけないのかなと思います。特に実効性の部分について、あと複合災害のいろんなイレギュラーな状態に対してどう対応できるのかっていうのは、頭で考えて、全く初めて直面したときに、じゃあすぐ浮かび上がるかっていったら、そういう状況にはなかなかならないと思うんですね。だからやっぱりある程度いろんなことを日頃から考えて、あっ、こういうときにはこういう手段がある、もしかしてそれが使えればいいなというようなことが方法として導き出されるような、そういうことをきちんと訓練の中でも確認ができれば、それは対応能力の向上につながっていくというふうに思いますので、皆さんに知ってもらう訓練はもう意味ないよっていうことで切り捨てるんじゃないくて、それはそれでやっていいと思うんですよ。けど、それと加えて、やっぱりきちんと能力を高めていく、関係者がどれだけシビアな状況に置かれるのかということ認識し合えるような場も、ぜひ訓練の中で持っていただければいいなというふうに考えますので、もし避難訓練のテーマをまた別にやるようであれば、その中でもまたお話をさせていただければと思います。

○田中GL ありがとうございます。よく検討してまいります。

そうしますと、この議題よろしければ、3つ目の議題に移らせていただきたいと思えます。そしてまた、県のほうから説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○福島企画員 引き続き、項目3、資料の18ページになります。項目としては避難計画の実効性は数字で表すべきではないかということで、先ほど項目1、項目2に関連しております、内容的にも若干重複する部分があったり、先生方の意見も先ほどいっばいいただいたかなと思っておりますが、項目3について考えを説明させていただきます。

避難計画などは、これは項目1でも申し上げておりますが、一定の基準さえ満足すればよいという考えではなくて、不断の見直しや改善を図る取組を行っていくもの、そういうことで考えております。したがって、一定の到達点を示して、それを基準とすることは適当ではないと考えております。また、その到達点、基準になりますけれども、それも人によっていろいろな考え、それぞれの考えがあり、そもそも設定することが難しいと考えます。島根県では、原子力災害時の具体的な対応マニュアルやガイドライン等の策定、そして先ほどから話に出ておりますが、実効性向上のための訓練をはじめとした様々な取組を引き続き進めていくこととしております。項目3については以上です。

○田中G L それでは、県のほうから説明させていただきました。先ほどとちょっと似たようなところもあると思うんですけども、片桐先生のほうからまた再度コメントいただきたいと思います。

○片桐顧問 何回も同じようなことを申し上げて恐縮なんですけど、実際に、例えば何らかの行動を起こすために、資材をどこから準備して、それを設置するのにどのぐらいかかって、実際に対応ができる環境まで何分でできる、そういうふうな行程があったとしたら、それについては何分で作業できればいいですねっていう数値ができると思うんです。ただ、災害対応の一番重要な部分は、やっぱり本部で意思決定がきちんとできるのかどうか、そこがやっぱり一番根幹にあろうかなと思いますし、そのために情報収集がどうできるのか、段階的な情報しか入らない中で、その方向性を判断しなくちゃいけないとしたらどうしていくのかと、そういうようなことを、じゃあ数値化できるかどうかっていったら、そこはなかなか現実にはできないと思いますし、する意味自体あんまりないのかなというふうに感じますので、本部での意思決定の在り方をどうあるべきか、こういう情報収集と情報の多い少ないによっての判断がどういうふうに変っていくのかってというようなことを、やっぱり日頃から考えていく、それを体感して、これは上層部の方々、例えば知事も災害対策本部の本部長なんで、当然少ない情報でも自分が判断して責任を取らなくちゃいけない部分が出てくるわけですから、そういうのをやっぱり全体としてやっていただくような事が望ましいんじゃないかなというふうに思います。ちょっと設問と答えが一致してないかもしれませんが、以上です。

○田中G L ありがとうございます。

関谷先生、お願いいたします。

○関谷顧問 計画に対してどれぐらいのことが達成できるかっていうのは、一般的にはK P Iとかいろんなやり方があるとは思いますが、避難計画っていうのはそもそも、もしも事故が起こった場合に、その規模に応じて住民がどれぐらい避難できるかっていうふうなことだと思いますので、本来実際に事故が起こってみなければ対応できるかどうか、十分であったかどうかっていうのはそもそも分かるものではないと思いますし、数字で表すこと自体にはそんなに意味はないのかなというふうには思います。ただ、目標値を設定して、それに対してどれぐらいできてるかっていうのは、ある程度考え方としてはあるのかなとも思いますので、もしも実効性っていうところが事前に判断できるっていうふうな先ほどの議論の延長線上でいくんだったら、数値化っていうのはあり得るのかなとは思

ました。ただ、私は本来的には避難できるかどうかというところが実効性だと思ってますので、その点からすると数字での評価というのは困難ではないかと。自然災害での実効性というか避難できるかどうかというのを数字で表すことを私は少なくとも見たことはないのです、これは難しい、そもそも普通の災害とか避難とかでそういうのはあまり聞かないので、よく例えば消防が8分消防って言って、火事が起こった場合にきちんとそこに到着、部署できるかどうかというの、そういうのの達成率みたいなものはありますから、そういうふうなKPIっていうのはあるかとは思いますが、基本的には防災においてこういう数値化っていうのは難しいのではないかなというふうに私は思っています。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

野口先生、お願いいたします。

○野口顧問 2人の顧問と同じような意見なんですけど、例えば原子力防災とか避難計画というものが80点、70点という点数をつけること自体には、あんまり意味がないというふうに思います。それは幾つかあるんですけど、まず100点が決まってないので、何をもちょう100点とするかを決めてないときに、80点、70点としてもしようがないなっていう感じはします。

ただ、今日話、ちょっとこの顧問会議に参加してずっと聞いていたときに、2つの観点であれっと思ったことがあって、一つはやっぱり今の避難計画とか原子力防災の状況を県民も含めてステークホルダーにどのような状況だと理解してもらおうかという努力は要るなと思うんですね。そのときに頑張ってますじゃあ済まないの、そのための何か数値化というのは、もしかするとあるかもしれない。もう一つは、行政当局自身が自分たちのところが、どこが強くどこが弱いかということを確認するために、何らかの評価づけをするという考え方はあるかもしれない。ただ、そのときに、避難計画とか防災計画という漠然としたものの評点はつけられないので、実効性のときにも言ったとおり、例えば避難計画というものの活動を構造的に分析して、例えばこういう機能こういう機能こういう機能、例えばこの規模に対する訓練っていうものをチェックしたかしなかったかっていうようなことも、ちゃんと要素分解をして、その要素ごとに実は一定の評価レベルを決めて、評点をつけてあげるというのはあるかもしれない。そうすると、実はどこが島根県は強く、どこがまだ開発の途上で、どこが実はまだつけてないかみたいなことがよく分かるし。

避難とか原子力防災というのは、県だけではどうしようもなく、県がやるべきこと、

市町村がやるべきこと、事業者がやるべきこと、それから市民の方にやってもらうことについて、それぞれのレベルがあって、もしかすると、例えば県でやるべきことはかなりのところ押さえただけで、実は市町村との連携がまだ弱いねとか。逆に言うと、市民の方に対してやってもらうことに対してはほとんど手がついてないねとか。実はそういうことも踏まえて、明確な課題を見つけるためのやり方としては、点数、数値化っていうかどうか分かんないけど、ある程度そういうことが分かる仕組みをつくる。それを避難計画のステークホルダー、県民も含めたステークホルダーでちゃんと共有をして、一つはそれによって議論をする。本当になぜここは点数が低いのか、なぜここは高いのかという議論をするデータベースになるということと、それから実は県庁だけで避難計画が完遂できるわけじゃないんだという構造を示すためにも、それぞれの関係者から何をやってもらうべきだということをきちっと要素分解して、それぞれの押さえてる点を現状の評価しておくということは意味があるかもしれません。ただ、そのためには、いきなり点数化という前に、避難計画の持っているそれぞれ誰が何をやるべきかという要素ごとの構造分析をちゃんとやって、それをちゃんと県としては持っている。その構造をまずステークホルダーで共有して、それぞれができてる状況をチェックする。それが実効性を高めるというところもつながっているんで、じゃないかというふうに実はほかの顧問の話聞きながら思っていました。

結論から言うと、避難計画何点という点数づけをすること自体は意味がないし、あんまりできないと思っていますけど、避難計画等に関して県民の方にどういうふうに客観的なレベルを知らせるかという手法としては、少し工夫の余地があるかもしれないということと、それから各ステークホルダーが自分がやるべきことがどこまでできて何が弱いかなどということを知るために、ある種のそういう工夫をすることは意味があるかもしれないというふうに思いました。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

○佐藤室長 すみません、島根県です。いただいた意見、ちょっと時間をかけて整理をしたいなと思います。恐らく点数にはできないよっていう認識では我々いるんですけども、野口先生のおっしゃることも大変参考になるなとは思っております。ただ、それを急急に今できるのかと言われると、ちょっと若干持ち帰って……。

○野口顧問 すみません。僕が言ってることは、すぐできるもんだとは思ってなくて、それが、逆に言うと、第1回目の会議で言った島根県のこういう原子力防災避難計画を改善するためのフレームの問題なので、むしろ今までこういうことはどこでもやられてなくて、

非常に議論にしても目についたとことか、全体的な問題を数回に分けて議論していった、順次改善していくというやり方をやっている中で、明確な島根県方式をつくる一つの案です。だから、こういうやり方だけじゃないけど、そういうことを踏まえて、島根県としては従来の延長線上で頑張りますというところでやるんじゃないかと、ちゃんと新しいフレームを含めて効果的なやり方を含めて考えます。ただ、これをやるためには、県民の方にもちゃんと説明しなきゃいけないんで、実は実効性を高めるためには、課題を明らかにしなきゃいけないんですけど、課題を明らかにしたということを経験の方が評価してくれるという土壌がないと、県としても課題というものをなかなか正対できないということもあるので、そこは県民の方を含めて一緒に島根方式をつくっていくものの一つのやり方だと思います。だから、私の意見はこれをすぐやれと言ってんじゃないかと、そういうことも考える一つの時期に来てるかなという、そういう状況だと思ってください。

○佐藤室長 承知しました。また、先生にもいろいろ御助言いただきながら、我々としても頭の体操をしっかりとしていきたいなとは思っておりますので、ぜひ今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

○田中G L ありがとうございます。先ほど野口先生のお話に付け加えてというような御意見ありますでしょうか。よろしいですかね。

そうしますと、ちょっと時間も大分押してきておりますので、次の項目について、また県のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○小松主任 島根県の小松です。私のほうからは、項目4つ目、オフサイトセンターと災害対策本部の機能分担は明確に整理されているのか、こちらについて御説明いたします。

資料19ページを御覧ください。こちらに記載の島根県の考え方ですけれども、冒頭、佐藤のほうからも申し上げましたが、住民の方に対する説明という面もございますので、先生方御存じのことと思いますが、項目にありますオフサイトセンターと災害対策本部の役割について、概要を一通り本日は説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、資料19ページ、最初に書いておりますのは、オフサイトセンターの概要です。オフサイトセンターは、国が原子力災害対策特別措置法に基づき指定するものであり、原子力災害発生時に国や地方自治体等の関係機関が一堂に会し、応急対策の拠点となるものと記載しております。その下に概要として幾つか上げてありますが、ポツの5つ目です。一番最後に書いてありますが、発電所から8.5キロの距離にあり、県庁所在地内に所在というのが、こちら島根地域の最大の特徴かなというふうに思います。

それで、島根県では、原子力災害が発生した場合に、このオフサイトセンターに職員 31 名を派遣することとしております。内訳といたしましては、緊急時モニタリング要員が 11 名、それ以外の 20 名が、その下にも記載をしておりますけども、オフサイトセンターの具体的な機能として国の原子力災害対策マニュアルで 8 つの機能班が設けられることとなっております。こちらにつきましては、別添資料をつけておりまして、22 ページを御覧ください。

別添資料 4 といたしまして、今申し上げました国の原子力災害対策マニュアル、ちょっとこちらをそのまま抜粋したものになりますけども、先ほど申し上げました 8 つの機能班がそれぞれそこに記載のあります役割に応じて対応を行っていくということとなります。こちらの機能班に県のほうから 20 名、職員を派遣することとしております。

資料 19 ページのほうにお戻りください。後半の「また」以降ですけども、県のじゃあ災害対策はどうなっているかといいますと、地域防災計画のほうに知事を本部長として災害対策本部を設置、運営するということが定められています。この災害対策本部事務局では、最大で職員 92 名の要員が参集いたしまして、こちらもグループ 8 つ、事務局のほうに 8 つのグループを設けて活動することとなります。こちらについても資料をつけておりまして、23 ページを御覧ください。

別添資料 5 といたしまして、こちらは島根県災害対策本部事務局運営マニュアルになります。こちらに記載のグループがそれぞれ業務分担として書かれていることに応じまして対応を行っていくということになります。

資料 19 ページにお戻りください。下から段落 2 つ目になりますけども、「また」「また」と続いて申し訳ありませんが、今申し上げました災害対策本部事務局以外にも、島根県原子力災害業務継続計画、BCP ですね、こちらでは災害対策本部の事務局業務のほかに、2,101 名の職員がそれ以外の避難退域時検査ですとか、避難先、避難元支援業務などの応急業務に従事することとしています。今申し上げましたように、オフサイトセンターと県の災害対策本部、それぞれの役割に応じて相互に連携をしながら対応をしていくこととなります。

20 ページのほうを御覧ください。この相互に連携をしながらというところで、じゃあ具体的にどういったことをしていくかっていうのを例示で記載をしております。例えばといたしまして、住民避難です。住民避難につきましては、(1) ではオフサイトセンター、オフサイトセンターでは機能班の一つであります住民安全班がそこに記載のことを、例え

ば①ですと避難指示ですとか区域設定・管理に係る調整などを行うこととされています。そして（２）ですけれども、県の災害対策本部では、先ほど８つのグループと言いましたけれども、そのうちの一つ、避難調整グループが、例えば①避難先の県・市町村への受入れ要請、あるいは連絡調整などを行うこととなっています。またとしまして、放射線測定につきましては、こちら機能班の役割として記載したものではありませんが、まず、（１）番、警戒事態、原子力災害の最初の段階ですけれども、警戒事態の段階では、県モニタリング本部が設置され、県が主体となって測定等を行います。そして（２）番、次の段階です。施設敷地緊急事態以降は、国がオフサイトセンターに緊急時モニタリングセンターを設置し測定を行います。先ほど申し上げました県のモニタリング本部につきましても、この緊急時モニタリングセンターの体制に移行し、国と共同で業務に当たることとしています。このような役割、連携を行っているところです。

このオフサイトセンターを使った訓練ですけれども、島根県の場合は令和元年度、国との合同でありましたけれども、オフサイトセンター運営訓練を行っております。そこで各評価員の方から幾つか評価事項として上がっておりましたので、それを以下（１）から（３）で挙げております。（１）につきましては、警戒事態以降、関係機関から職員が参集をするんですけども、その中、参集した職員が道路交通情報や地震状況を確認をする人はいたんですけども、その要員を統制する人がいなくて、ほとんどの班員は特段の活動を行っていなかったですとか、（２）番、体制の見直しについても検討する必要があるというふうにされています。そして、（３）番、オフサイト広報班では、具体的な活動が見られず、ERCのプレス対応訓練の状況を確認することにとどまっていたなどの指摘もされているところです。

また、このオフサイトセンター内に設置されます原子力災害合同対策協議会につきましては、原子力災害特別措置法では原子力緊急事態に関する情報を交換し、相互に協力するために組織するものと規定をされておりまして、所掌事務や権限を有する行政機関としての性格を持つものではないとされています。

最後に、21ページのほうに移りましたが、こうしたことから原発立地地域等で構成をします原子力発電関係団体協議会や全国知事会では、オフサイトセンターについて法令またはガイドラインに国が設置や運営主体であることを明記するとともに、機能班に配属される各職員の役割を明確にするよう要望を行っているところでありまして、今後も引き続き国に対して求めていく考えです。また、国に対して要望するだけでなく、県として

も総合的な訓練を繰り返し行うことで、災害時の具体的な手順について熟度を高めていく考えです。

また、最後になりますが、県が派遣する人員の面でも、冒頭申し上げましたが、オフサイトセンター、県庁敷地内にあるという島根県の立地の特性もありますので、実際に災害が起こった場合には状況に応じた的確な柔軟な人員配置を行いながら、オフサイトセンターと県の災害対策本部両者が最大限に連携し、対応していく考えとしています。少し長くなりましたが、私からは以上です。

○田中GL そういたしますと、また先生方1人ずつから御意見聞いてまいりたいと思います。このオフサイトセンターのところについては、片桐先生、お考えある部分だと思いますので、片桐先生、どうぞよろしくお願いたします。

○片桐顧問 この問題は、前回もお話をさせていただいたとこで重要な課題かなというふうに考えております。特にまさに複合災害対応時の対応の在り方って、本当に原点に戻って考えてみたことがあるかどうかということも関係するんですが、オフサイトセンターは物理的に原子力事故の後設置されましたんで、もうものとしてあるということのほか、また先ほどマニュアルの紹介もありましたけど、こういう枠組みであるからということがまず先行してて、複合災害のときに、例えば県の災害対策本部がどういう状況に置かれてるのか、市町村がどういう状況に置かれてるのかということを考えてときに、決まってることはそのまま前に進めるのが大事なんだよということではなくて、置かれてる状況が変わったら、当然変わっていかざるを得ないわけなんだと思うんですね。また戻りますけど、複合災害のときの現状を考えれば、恐らくやっぱり人が足りない、やることが多い、情報が入らない、様々な状況が予想されるわけで、平時に考えてたこととは大分ギャップがあるのかなと思うんです。そういう状況を、実は平時から考えて、ある程度のことを整理しておかないと、限られた要員をどこに投入することが、今置かれてる状況を最善の方向に導くのかということとやっぱりリンクするところにあるんで、私は住民安全っていう観点、もしくは原子力災害全体を考えたときのオフサイトセンターの役割が、従来の考え方と大分変わってきている。現に、例えば原子力の事象進展ですね、原子炉の事故の事象進展については、中央でちゃんとコントロールすることになっておりますし、避難の判断についても、国が災害対策本部として判断をしていくってことになってるんで、じゃあ、オフサイトセンターはどういう役割を担うのか、担うべきなのかということ、次に考えなくちゃいけないと思うんですよ。そのときに、県の災害対策本部がどういう状況に置かれ

てるかということは、必ず考えなくちゃいけないファクターでありますし、自然災害で、県自体が被災してる、県民も、県の防災要員の関係者も自らが被災してて、仕事をできない可能性だって当然あるわけですね。そういうふうなことを考えたときに、既に決まっているから要員もここに配置するんだよということを大前提で、今現在動こうとしているのに対して疑問を感じてるというところですので、やっぱり原点に戻った、複合災害時のいろんな苛酷な状況でどうあるべきなのか、それを考えたときに、役割がきちんと果たせなくてはやっぱりまずいんで、例えば紹介いただいた住民避難に関していうと、住民避難の計画立案に必要な情報は何か、市町村からいろんな情報をもらわなくちゃいけないかもしれないし、あと、警察消防から、道路の被災被害状況、あと被災の状況とか、そういう様々な情報が集まってくるタイミングとか、その集まる手段を考えたら、やっぱり県の災害対策本部に全体が集約されていくのが自然の姿かなというふうに考えられますので、そうするとやっぱりそこで住民のケアについてもちゃんと考えなくちゃいけない。ただし、これだけの人が、これだけの時間かかって避難が可能になる可能性が一応整理ができたとしても、例えば移動手段について、搬送する手段が県だけで確保できないような場合って、当然出てくるんで、そういう調整を、じゃあ、国に支援としてやってもらおうということ自体はあり得ると思いますんで、それらオフサイトセンターでやっても構わないと思うんです。どちらかというと、県全体、県が置かれてる状況を勘案して、今、置かれてる状況を前に進めようとしたら、県が主体となってやらなくちゃいけないし、要員の配置についても考えなくちゃいけませんし、例えば今申し上げた住民安全の活動についていうと、オフサイトセンターでやるって言うことと、県でやらなくちゃいけないだろうということとを再整理をしていただくことが、やっぱりより現実的な姿に近づいてくるんじゃないかなというふうに思いますので、オフサイトセンターの役割として、どこまでやってもらうんだという整理をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

あとは、その他項目でもまた話をさせていただこうかなと思ったんですが、どちらかというと、モニタリングに関連する話で、機能班の一つに放射線班っていうのがありますんで、その放射線班とモニタリングの関連するEMCとの関連、あと県との関係を考えてみると、機能班の役割についても8つの班ができます。それぞれの班にこういう役割を持たせますというふう書いてあるのが今のマニュアルなんですけど、それをもう少し見直して、じゃあ、この活動に関しては場合によっては要員を派遣してもいいんだということも含めて、これは国に相当関わってくる話なので、一緒に議論をしていかななくちゃいけない部分

だと思っております、そういうことをしていく必要性があるのかなというところを、今、感じているところです。それは、紹介いただいた令和元年の訓練でもオフサイトセンターでの活動の状況を拝見させていただきましたし、それ以外の地区でも、やっぱりこれまで訓練を見させていただくと、本当に機能班の活動としてどうあるべきなのか、県は今、どういう状況に置かれるのかということ、もう少し踏み込んだ議論が必要だろうっていうことを感じておりましたので、あえてここは重要な項目だろうということで申し上げさせていただきました。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

関谷先生、お願いいたします。

○関谷顧問 オフサイトセンターは、JCOの臨界事故以降、政府が現地で指揮を執るためにつくられた、物理的にはつくられた場所で、JCOの後にそういうふうにつくられたはずですけども、東日本の後は性格が変わって、主にEMC、モニタリングを行うところと、あと情報共有っていう、この2つが主な役割だと認識しています。ですので、基本的には島根県の場合には、一つの県のワンサイトにあるわけ、ワンサイト、一つの県ですから、基本的には島根県が中心に対応していくわけなので、オフサイトセンターの役割っていうのは、ここに書いてあるとおりで、改めて整理する必要があるんだろうなというふうに思います。なので、ここに書いてあるとおり、基本的にはどういうふうなこと、役割を担うべきなのかっていうふうなことをきちんと明確にしないと、やっぱり県の本部は県庁にできて、オフサイトセンターに人員が取られるっていうふうなことは、やっぱり様々な課題が出てくるかと思っておりますので、このところはここに書いてあるとおり、引き続き、国に役割を明確にするっていうふうなことをはっきりさせていくってことは、私は県の立場としては重要なことというふうに思います。私は、このとおりだというふうに思っております。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

続きまして、野口先生、お願いいたします。

○野口顧問 問いかけにあるように、オフサイトセンターと災害対策本部の機能分担は明確に整理されているかっていう、字面上の問いかけに関しては、されているというふうに思っています。ただ、前も申し上げたとおり、この方の質問が、原子力事故時に混乱なく、うまくいくんですかっていう質問の意味だとすると、片桐顧問からあったように、現在は、いわゆる東京にあるERCとオフサイトセンター、それから県の災害対策本部、それから

市町村のそれぞれ災害対策本部っていうものの連携になっているので、恐らくオフサイトセンターと県の災害対策本部ということの関係だけ整理しても、根本的な問題は必ずしも解決しないんじゃないかというふうに思っている。そういう意味では、東京のERCから市町村の災害対策本部までの連携ということを整理してくださいねっていう意味だというふうに、僕は広く受け取っています。

そういう意味からしたときに、実は、片桐顧問のおっしゃってるとおりなんですけど、2つ、僕なりの言い方をすると、一つは、今までこの仕組みに関しては、国がいろんな方式を決めて、それを受けて県が検討を始めて、その結果を受けて市町村が自分たちのやることを考えるっていう上意下達の連鎖になっているんですね。そうすると、国がいろいろ細かいことを決めてくれないと県は動けませんっていう、県は待ちの姿勢だし、県が決まないと市町村は決まりませんという、市町村は県の方針待ちだっていう流れなんですけど、そもそもこの流れを変えなきゃいけないくて、やっぱり関谷顧問からもあったように、島根県のことにはやっぱり島根県庁が一番よく理解していると僕は思っていて、やっぱり県として、こういう仕組みであってほしいとか、こうしたほうがうまくいくとか、島根県ではこの仕組みはうまくいかないという問題があるとすると、それは県から国のほうに申出をする、国のほうに対して議論の依頼をする。それから市町村に関しても、もう県だけでできるわけじゃないんで、市町村の協力って絶対なので、そういう意味では、市町村も含めて協力の依頼をする。要は、国、県、市町村という、いわゆるマネジメント主体が3つに分かれてるものを、誰が中核になってまとめるかというときに、僕は島根県が、私がやりまうと言ってほしいというのが、県の顧問としての私の希望です。ただそれは、今までの慣例の中で、なかなか難しいことがあるのも百も承知なんですけど、そこは、逆に言うと、各県が独自なこと言い出すと、国としてはそんなに複数の体制取れないので、それは困るよという話は、当然国のほうにもあるんだけど、でもそれはやっぱり1回はやらなきゃいけないくて、それによって国としても考えることがきっとあるんだろうと思います。そのぐらいの柔軟さは、僕は国は持ってるというふうに思います。大事なことは、何をやると、島根県民が一番安全に、安心して、活動ができるかということに尽きる。

今回の分担というキーワード見て、ちょっと僕反論してるんですけど、何か分担をしっかりと決めればうまくいくというような考え方がこの質問の裏にはあるんですけど、危機管理のときはむしろ危険な考え方です。分担どおりにやるということは、全員がうまくやって初めてうまくいくんですよね。危機管理で大事なことは、誰か1人が分担のところがう

まくいかなかったてもみんなで何とかするっていう、その仕組みをつくらないといけなくて、これは市町村、君の仕事だよ、それは国の仕事だよ、これは僕たちねっていう分担をしておけば肅々とうまくいくという保証は危機管理のときにはない。だから、やっぱりこの原子力防災の仕組みというのは、誰かがうまくいかなかったときのカバーを俺がするっていう、やっぱり意思が重要で、それを国がやるのか、市町村じゃ無理なので、国がやるのか、県がやるのかというのは、その分担のことも含めて御相談ですね。ただそういう問題提起は、やっぱり県のほうから問題意識を持って国のほうに、もしくは防災専門官がいらっしゃれば、防災専門官に御相談して、繰り返しになるけど、最初は分担をきちっと決める、ただその分担を決めればおしまいじゃなくて、その分担で、誰かがうまくいかなかったときに、どうカバーするかという総合力が本当の危機管理の問題なので、そこをどうやってつくっていくか。少なくとも島根県では、国が言い出すのを待つという待ちの姿勢はやめていただきたい。以上が私の希望です。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

先ほどの野口先生の御意見に対して、片桐先生、コメントありますか。

○片桐顧問 分担のお話が出たんで、ちょっと分担になるなということ、私がこういう課題を、一番大事だというふうに申し上げたんですが、責任の所在がどこにあるのかということをはっきりと決めておかななくちゃいけなくて、今、どちらかという重複しているような部分もあるんじゃないかな……（「そうですね」と呼ぶ者あり）というのが気になる場所なんですね。まずそこをきちんと整理しましょう。その次のステップとして、より連携としてやっていかななくちゃいけないのは間違いなくて、私はそもそも国が何でもやってくれるっていうのは、やっぱり引っかかる場所があって、地元の、特に住民に近いところで活動される市、県は相当やっぱり責任が重いというふうに捉えていただいて、自分たちが住民の安全を確保するために、どうやったら活動できるか、どこに力をそがれることが問題なのかというようなことを、やっぱり考えていただきたいということで、この課題はぜひ、野口先生もおっしゃられましたけど、島根県が発信元になっていただきたいなと思います。物理的にオフサイトセンターが同じ敷地にあるということだけではなくて、あるべき姿というものを、実はほかの地方自治体の方にも、いろいろとお話をさせていただくような場があるんですけど、なかなかやっぱり前に進まないところがあるんですよ。皆さん、問題意識を持たれてるところはあろうと思うんですけど、それでもなかなか前に進まないっていうのは、何が課題なのかよく分からない部分もあるんですけど、こういう

場を持って、皆さん、ほかの顧問の方々と議論をさせていただけるような、島根県さんとしてもそういう姿勢でいるんで、ぜひ国に物申すとか盾突くってという意味じゃなくて、こういう状況を考えたら、こういう姿が最もあるべき姿に近いんじゃないでしょうか。ということで議論をする、そういうことをしていただきたいなというふうに思います。

意見ではないんですが、感じたところを申し上げました。

○佐藤室長 島根県です。御意見ありがとうございます。1つだけちょっと島根県の話を見せてください。オフサイトセンターという視点よりも、島根県という視点でお話をさせていただきたいと思ってます。

役割分担というと、あたかもオフサイトセンターでやることと、島根県がやることって、何か分けて、災害対応に当たっているというイメージで捉えてしまわれがちかなと。確かにあります。実働組織に対する要請であるとか、あるいはオフサイトセンターの機能班ではないんですけれども、モニタリングであるとか、それは国が主導で動かしていくと。これ分担は確かにあります。片桐先生おっしゃったように、ただ重複というものもあって、我々としてもやるし、オフサイトセンターとしても役割として整理をされてると、こういったものは確かにあるかなというふうに思ってます。ただ、県として考えた場合に、災害起こったときは、やはり県としては主体的に取り組むという意識は常に忘れずに取り組んでおります。これは、当然自然災害、複合災害であれば、自然災害と同時に起こっていきますので、これは、県のほうの災害対策本部を主導して、住民の安全というのを確保していくという取組を、県として責任を持ってやっていく。それから、原子力災害についても同じように県の災害対策本部があります。特に、例示で住民避難のことを若干書かせていただいているんですけれども、役割で、確かに国のオフサイトセンターの機能班でも住民避難状況に係る情報収集とか、そういったものがあるんですけれども、今、県の、我々がやろうとしているのは、もう避難先の確保であるとか、移動手段の確保、これ、もう全て県の責任でやろうというつもりで取り組んでます。ただ、確かに県も被災者である可能性もあるし、それから災害の状況によっても状況は様々になってくるかなと。そうなると、国に対して支援を求めていくっていうことが必要になってくる可能性も当然あるわけですので、そういったところはオフサイトセンターを通じて、国のほうにもちょっと助けてくださいというお願いをするかもしれない。そういったこともあるんですが、ただ、やはり基本は県として主体的に取り組んでいくと。これを補っていただくための国の機能班というものもあるんだと。ただ、一方で、国にその役割として整理がされたものが確かにある。こ

これは実働組織への要請だったりとか、モニタリングだったりだとか、こういったものもあるので、この辺はやっぱり整理をしながら考えていくのかなと。ただ、整理をしていく上で、やはり県が主体的にやっていくということは、今でも、我々そういう気持ちで取り組んでいますし、必ずしも今がうまくいってないと言われると、ちょっと、若干、ちょっと反論がしたくなる部分もあるにはあります。

ただ、おっしゃったように、重複は、これは確かにあります。例えば、お互いに広報班というものを持っていて、これは一つの例示ですけれども、それぞれに記者室があって、それぞれに状況を伝達していくということあるんですけれども、じゃあ、誰に対して何を報道していくかっていうのは、これは確かに役割っていうのをもうちょっと整理していかないと、重複してる可能性もあるにはあるかなと、これは非常に細かい話をしてしまったんですけれども、そういったことも含めて、やはり重複があるのかなのかっていうところを足がかりにして整理をしていくのかなと。ただ、県としては、やはり我々は主体的にやってると。もちろんやるつもりでいるという気持ちは持っていますので、なので、それを踏まえた検討をしていくのかなと思っています。

それから、国に対する、今日、内閣府さんも御出席いただいていますけれども、これはやはり以前から関係団体を通じて、それから知事会でも実は要請をしています。なので、これは恐らく引き続き要請をしていくっていうことになると思っています。そこでの島根県の関わり方っていうのは、また今後、関係団体とも協議をしながら話をしていくのかなというふうに思っております。

いただいた意見は大変参考になっておりますので、ぜひFEMAた片桐先生とも、そういったお話を引き続きしていければなというふうに思っております。

○野口顧問 どうもありがとう。非常に力強い言葉があって、心強い限りです。ただ、僕たちは謙虚でなきゃいけないのは、今の新しい原子力防災の仕組みになってから、一回も実際に動いた経験はないんですね。だから、形として整備されてるということと、動くかどうかということ、常に心配しなきゃいけないという意味で、この役割分担が確かかという質問が出てるんだというふうに思っています。

それから、もう一つ言っておくと、今までの防災の仕組みって野球型なんですよ。あなた、ファースト、私、ショートっていうふうに、それぞれの役割を決めて、それぞれがしっかり守りましょうねっていうやり方なんだけど、うまくいってるときはうまくいくんですが、しかも、このやり方は行政のつかさつかさという考え方にもすごくフィットしてて、

相性もいいんだけど、困るのはショートがいきなり脚がつって動けなくなったときには、三遊間ががら空きになるってことですよね。そのときに、参考になるのは、今で言うとサッカーの守備体系で、あれは基本的な役割分担が決まってるんだけど、基本的にサッカーのチームというのはオープンスペースをつくらない。危ないところがあったらそこをみんなですりに行く、誰かがカバーをするっていうことを訓練を通じてやるわけですよ。これは、実は行政って、ちょっと国と県と一緒にやるのはなかなか難しいんだけど、実は、野球型の守備体系では恐らくこれからのいろんなことに対して対応できなくて、やっぱり行政のつかさつかさということを基本としつつも、そういう意味でのいろんな事例はスポーツの中にもあるから、いろんな新たな取組をやってくれるとうれしいと思います。でも、島根県の意気込みは大変心強かったです。どうもありがとうございました。

○田中GL ありがとうございます。

片桐先生、どうぞ。

○片桐顧問 最初の項目のとき、お話があった訓練との関係もあるんで、少し触れたいと思うんですが、こういった役割分担を整理していくと、その先、地域防災計画等見直し、そこに明示していくというような話になろうと思うんですね。そうすると、それに基づいて、今度、訓練が行われるということになりますから、今やっている訓練は、この議論の前の形のままでの内容の確認になってくる。そうすると、毎年、どうしても機能班のオフサイトセンターの活動については機能班の連携の部分、県の活動については県の、それぞれがやっていくような形になってしまいうんで、できるだけ早く議論してほしいということにも関係はするんですけど、やっぱりどうあつたらいいのかなと、もう少し根底、根っこの部分を議論していただければ、よりいいものにつながっていくと思いますし、計画、それに反映されれば、訓練もそれに基づいて、やっぱり具体的な展開ができるというふうに思います。今のままだとどうしても、住民の方々もオフサイトセンターが何でもやってくれるみたいな、そこまではちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうふうな整理になってるような気がしてなりません。やっぱり県民に対して、どういうことを我々は問題意識を持って、こういう整理をしておこうと思ってます。それは皆さんにとってプラスになる話です。あわせて、住民の方々にも避難対応についてはお願いしなくちゃいけないことも多々あると、それについては一緒に議論していきたいと思いますから、よろしく願いしますっていうような理解をしていただくような場も必要かなというふうに思います。

○田中GL ありがとうございました。

よろしいですかね。関谷先生、お手が挙がったようですので、どうぞ。

○関谷顧問 国と県の関係、市町村の関係において臨機応変にやるのは、そうなんですけれども、この項目はオフサイトセンターの議論だったというふうに理解をしています。実動部隊っていうのは、派遣は県知事から要請するもので、そうでない場合は、防衛大臣が自主的に派遣するものです。その話とこの話はやっぱりまた別で、オフサイトセンターが実動部隊を派遣要請するとかそういうことはなくて、基本的には県知事が要請するし、そうでない場合は防衛大臣が要請する。そこで国と県の役割というのが出てくるんだろうというふうに思います。一方で、このオフサイトセンターにおいては、モニタリング、EMCはここにおいて中心に機能すると、なんで、ちょっといろんなことがごっちゃに議論されてるような気がするんで、少し整理していただいたほうがいいのかというふうに思います。以上です。

○片桐顧問 よろしいでしょうか。

○田中GL 片桐先生、どうぞ。

○片桐顧問 今……。

○田中GL 片桐先生、今、ちょっとマイクがミュートになってるみたいです。最初から、入れ直して、お話しいただけますか。

○片桐顧問 項目のタイトルが役割分担というタイトルになってるんで、そういう形で議論させていただいたんですが、私は、本当に災害対応としての英ソーズをどこに投入したら一番効果的なのかっていうことを大前提で捉えてて、オフサイトセンターを否定するものじゃないんですね。どちらかという、今までの流れが、ハード的なものを、オフサイトセンターは建物があって、システムができて、あとはもうそれを使うといった従来の考え方があったんで、そこを前提に全体が動いてるのを少し、一歩下がって考えてみましょうかということをお話をさせていただいたつもりです。ですから、EMCの活動することも非常に効率的にオフサイトセンターに活動の中心を置くということになってますが、それはそれでいいと思いますし、実働の話については、実働の要請は災害対策基本法で県の知事ができますし、国もそれをするということになってるんで、実際に来てオペレーションするとき、相当混乱はするんで、そこの調整はやっぱりオフサイトセンターみたいな場所があるということは非常に効果的かなというふうに思います。そういう意味では、どういう活動に関してはどういうふうなところでやるのが一番実効性が高いのかということを考えていくと同時に、原子力災害対応と複合災害対応を全くシステムとして違う形に

しないで、複合災害対応を前提とした原子力災害対応の形をつくって、それでもって原子力災害、単独災害発災のときについても、その仕組みで活動していくってことをしないと、このケースの場合はこっちの仕組み、このケースの場合はこちらの仕組みってような形になりかねないので、そうすると逆にまた混乱を生じるっていうふうに考えます。やっぱり複合災害における、もうかなり住民が自然災害にも被災をしているというようにことを前提とした住民避難の全体ってどうあるべきか、そのときに国の今の仕組みと県が置かれる活動の姿っていうものは、どういうふうな、あるべき姿があるのかっていうのを議論していくべきだろうということで、最初、ちょっと原点に戻ったようなお話になりましたけど、そんなふうに捉えていただければいいと思いますし、ぜひこれからも議論をさせていただきたいなと思います。

○田中GL ありがとうございます。

オフサイトセンターの議論を続けてまいりましたが、この点について、まだございませんでしょうか。よろしければ、次の議題に回させていただきます。よろしく申し上げます。

それじゃあ、次の5番目の項目について、また県のほうから説明させていただきます。

○小村GL そうしますと、島根県の小村と申します。5つ目の項目になります。ページでいいますと27ページになりますけれども、原子力災害時に行政職員が対応するために、どのような取組を行っているのかというところについて、御説明をさせていただきます。

国、県、市等は、それぞれの機関において、あらかじめ非常参集職員の名簿、それから、参集の基準等を策定して、非常時の体制を整備をしております。ここから、島根県の例で御説明をいたしますけれども、島根県におきましては、平成29年10月、島根県原子力災害業務継続計画というものを策定をしております。この業務継続計画におきましては、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態といった段階ごとに県が行うべき業務、それから動員体制、こういったものを定めております。また、県庁等が所在する地区、こちらの地区に避難指示等が出た場合、こういった場合の対応についても定めているということになってございます。

1枚めくっていただきまして、別添資料という形で、この災害業務継続計画の概要というものをつけさせていただいております。実施すべき業務及び段階ごとの動員体制ということで、段階ごとに必要となる人員というのは異なってまいりますけれども、最大の動員が必要な段階というのはOIL2の段階ということで、このところには数字を書いてございます。県の職員数ですけれども、警察と県立学校を除きます3,660人ということ

になってございます。このうち約2割の職員につきましては、原子力災害発生したときの、それぞれの御家族のことですとか、いろんな対応ということで出勤ができないということで計画上想定をしまして、532名の方については出勤ができないということで計画を立ててございます。こうしますと、出勤可能な職員数が3,128人ということになりまして、実施する業務というのを、その下のところで3つ書いてございます。まず、応急業務、これは原子力災害に対する対応の業務になります。先ほどありましたけれども、災害対策本部の事務局業務、それからそれ以外の災害対策本部の班の業務というところで、795人が必要ということで見えてございます。それから、優先通常業務と書いてございますけれども、こちらにつきましては、原子力災害時におきましても、優先して実行すべき通常の業務というのがございます。これは県民の安全に直接つながるような業務でございまして、中断することによって県民の生活への影響が非常に大きいというような業務、こういったものにつきましては、原子力災害発生時においても継続する必要があるということで、優先通常業務ということで位置づけまして、これが937人必要というふうに見えてございます。先ほどの出勤可能人員から、この795人と937人というのを差し引きました1,398人です。こちらにつきましては、避難退域時検査業務等の多数動員して実施する必要な業務、こちらに充てるということにしてございます。この差引きの数字が1,398人ということになってございます。

こちらで、資料戻っていただきまして、こういった体制、人数のほうでそれぞれの業務を実施していくということにしておるんですけども、この業務継続計画の中におきましては、県庁が所在する地区、こちらについて避難指示が出された場合の対応というものも決めてございます。

まず、1つ目のところでございますけれども、災害対策本部の業務、こちらにつきましては、当該地区の住民の方の避難、こちらが完了した後に移転をいたしまして、出雲合同庁舎のほうに移転をして業務を継続するという形にしてございます。

2つ目でございます。優先すべき通常業務、こちらにつきましては、当該地区の住民の方に避難の指示が出た、その時点におきまして、県立の浜山体育館、こちらのほうに移って業務を継続していただくと、こういった形にしてございます。ちなみにということで見えて、当該地区、UPZにございますけれども、屋内退避指示が出ている間というものにつきましては、住民の方と同様に、県庁の中で屋内退避をしながら、業務をするという形になってございます。

以上が体制のところになってございますけれども、それ以下のところで、実際にその体制につく職員の業務をいかに円滑に実施していくかというところの取組を書いてございます。

まず、1つ目でございます。先ほどありました、多くの職員が従事するというところで、避難退域時検査業務といった業務でございますけれども、こういった業務につきましては、職員に対して研修を毎年度行ってございます。そうすることによりまして、避難退域時検査ができる体制を整えているというものになってございます。

2つ目の項目になります。こちらにつきましては、実際の防災業務に従事する職員、それからモニタリング業務に従事する職員といったような、専門的なところが必要な職員に対する研修等について書いてございます。まず、国のほうで主催していただいております原子力災害対策要員研修、こういったものへの参加ということをさせていただいておると。それから、モニタリング業務のほうでございますけれども、これは、県の職員の中で化学職という技術職の職員がございまして、こういった職員について充てておるということで、そういった専門的な知識が必要になるということで、採用時から計画的に研修を実施すると、人材育成方針というものを立てまして、育成を行っているということをやっております。

3つ目でございます。こちら、原子力安全対策課、当課が直接担当している課になってございますけれども、こちらに関しましては、防災業務に従事する職員、これが発電所のトラブル、初期段階でございますね、故障があったといった、そういった初動の段階から、危機管理に迅速かつ適切に対応できるようにということで、危機管理の手順書というものを設けてございます。この手順書も用いまして訓練等を行いまして、いつでも対応できるような体制を整えているということでございます。

説明については以上でございます。

○田中G L それでは、またお一人お一人から御意見いただいてもいいと思います。

片桐先生からお願いいたします。

○片桐顧問 今、御説明いただいたように、計画を策定し、人材育成のための研修をやっておられるということ自体はそのとおりで、ベース、最低限のことをやっていただいているんだなというふうに思います。

ただ、私、ほかの項目でも申し上げたとおり、やっぱり自然災害の中で原子力災害が起こる、複合災害を考えたときには、相当ふだんから頭の体操をしてても、実は状況という

のは個々に違うよというふうに思いますんで、そういうイレギュラーな状況にいかに対応できるかが、やっぱり一番鍵になるかなというふうに思っていて、そこはやっぱり県の災害対策本部の中核になる部分。ですから、知事が全て判断するっていうことはできないので、それをサポートする参謀の方々も当然いらっしゃると思うので、そういう人たちも、ふだん自分たちが考えてるようなこと以外の条件が、今の状況だというような訓練を、やっぱり別の形でやっていかなくちゃいけないのかなというふうに思います。これ、相当やっぱり大変だと思います。知事もぜひ参加していただいて、そのときに知事が置かれる立場はどういう状況なのかというふうなところを体感していただきたいなと思いますし、それをやっておかないと、同じケースだったら、それなりにも対応できるかもしれませんが、恐らく、あくまでも訓練でも、企画する計画の中身によって大分変わってきてしまいますんで、できるだけ力量を高めていくような取組の中で、災害対応の中心的役割を果たす方々の人材育成っていうものを、座学ではなくて、やっぱり自分で考えると、そういうような場をできるだけ多くつくっていただいて、それでもって初めて取組が前に進められていますと知らせることができるのかなと思いますので、そういうふうな取組を今後、進めていっていただければなと思います。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

続きまして、関谷先生、お願いいたします。

○関谷顧問 基本的には業務継続、自然災害の場合もあれば単独複合災害の場合もあれば単独災害の場合もあり、様々なケースをしておく。また、どういうふうな日時で起こるかというのを様々なケースを想定しておくっていうようなことだろうというふうに思います。

ここで、2割、出勤勤務する職員のうちの2割は出勤できないってあるんですが、これ夜間だと思うんですけども、東日本大震災のように、金曜日の2時46分、金曜日の平日っていうか、出勤時間帯に起こる可能性もありますし、夜間に起こる可能性もありますし、土日に起こる可能性もあります。ぜひ様々なケースを想定していただきたいなというふうに思います。

この行政職員が対応するための取組っていうのは、それぞれの行政職員の能力っていうのもありますけれども、その事前の準備っていうふうなところが非常に重要だと思いますので、そのこのところの手順っていうものをどういうふうに準備できるのか、それを業務事業継続として精いっぱい準備をするっていうふうなところに尽きるんだろうというふうに

思います。以上です。

○田中G L ありがとうございました。

続きまして、野口先生、お願いいたします。

○野口顧問 ちょっともう時間が迫ってきたので端的に言うと、細かいところいろいろあるんですけど、大きな流れから言うと、こういう質問があったときの県の答えはこうなるんだらうなと思って聞いてました。そういう意味では、基本的なことはこういうことですねってということです、分かりましたというのが僕の答えなんですけど、ただ、この答えの中には、今、県庁の職員としてできてないことが書いてない。やってることしか書いてないので、何ができてないかということ、どういうふうに自分たちが評価してるかが分からないんですよ。こういうときに、答え方、難しいんだけど、実は本来やるべきだけど、これはできてません、これが不十分ですっていうことを、自分たちなりにちゃんと総括していくことが、それがすごく大事だよ。なぜできないのか、いや、実は忙し過ぎて、人数が足りないんです。じゃあ、人数を増やしてくださいというふうに、県知事にお願いする。いや、ちょっと予算が足りないんですっていうことであれば、予算をつけてくださいというふうに上の部局をお願いをする。そういうふうに、自分たちの行動を確実にするためにも、ちょっと、ううん、答え方、難しいかもしれないけど、できてることを並べるんじゃなくて、できてないことをしっかり自分として認めて、それを総括して、次にそれをどうするかという視点がすごく大事だと思います。今、やってらっしゃることで、特にこれってというのは、細かいこと言うといろいろあるんだけど、大まかにしてはよくやってらっしゃると思いますけど、でも、次につなげるためには、繰り返しになるけど、やっぱりやってないことをしっかり自分たちで把握して、次、どうするかということを整理する絶好の、こういういいチャンスなので、そういうふうに使ってもらえればと思います。以上です。

○田中G L ありがとうございました。

そうしますと、それぞれの顧問の先生に対する追加の意見等をいただきたいと思いますが、ここで、時間も大分迫ってきましたので、5番目のこの項目を最後としまして、次の項目には行かないようにしますので、この項目のところで、もう少し御意見があれば、追加でいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○野口顧問 総合議論で、次の項目をやって、総合議論でもいいけど。

○田中G L そうですか、はい。

○野口顧問 いや、それは、ほかの先生方は。やりたいこと一応全部やって、あとの時間

のある限り、総合討論という格好でもいいです。

○田中GL 分かりました。そうしたら……。

○野口顧問 積み残しが……。恐らく時間のある方もいらっしゃると思うので。

○田中GL それじゃあ、15分ほど延長させていただきまして、次の6項目めまでを、一応御説明させていただいた上で、総合議論ということでやらせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○門脇主事 島根県の門脇です。私からは、資料の29ページ、項目6の原子力災害時の資機材はどのように整理を行っているのかについて説明させていただきます。

まず、島根県では平成29年12月に、島根県原子力防災資機材整備・管理計画を策定しています。ここでは業務ごとの整備水準をそろえて、防災業務従事者の安全確保に係る資機材などは共通の考え方の下、計画的に整備を行い、整備された資機材については、緊急時に確実に資機材を配備できる保管場所を方角別に数か所確保しており、機器の校正等を行うなどして、適切に管理しております。

現在の資機材の整備状況としましては、別添資料7、30ページから37ページまでありますが、こちらの島根県原子力防災資機材整備・管理計画の附属資料のとおりです。この別添資料7の32ページを御覧いただきますと、特定業務の避難退域時検査等業務のところを赤枠で囲んでおりまして、こちらの避難退域時検査等業務を具体例として、資機材整備状況を説明させていただきます。

資料29ページに戻っていただきますと、こちらに、この業務に係る資機材の(1)として、計画数量に対して整備済みのものと、(2)の計画数量に対して不足するものを記載しております。(1)の計画数量に対して整備済みのもの、こちら令和2年の12月現在の数量なんですけれども、NaIシンチレーションが計画数量の42台に対して42台を整備済み、GM管式のサーベイメーターについては163台中の163台を整備済み、電子式個人線量計については160台中の160台を整備済みとしています。(2)としまして、計画数量に対して不足するものについては、ゲート型モニターについては41台の14台を整備中、個人防護装備セット、タイベックや防じんマスク等については960セットのうち640セットを整備途中、誘導棒については252本のうち187台を整備途中、要員用のビブス各種については1,410枚中の940枚を整備中となっております。

なお、上記の(2)の計画数量に対して不足する資機材など、発災時に不足する資機材

については、他地域融通や業者による調達、国に対し物資調達の要請を行うこととしております。また、発災時に業務従事者が円滑に使用できるように、原子力防災基礎研修や、バス・タクシー事業者の防災業務関係者研修、また避難退域時検査要員向けの研修などによって、タイベック等の防護装備の脱着や放射線測定器、ゲート型モニターやサーベイメーター等の測定方法の習得等、平素から手順を確認することとしております。私からは、説明は以上となります。

○田中G L そうしますと、この後、1番から6番、項目の1から6について、総合的な御議論をしていただきたいと思いますと思いますが、ここで、先ほどのオフサイトセンターの議論の中で、関谷先生のほうから災害派遣についてコメントあったと思いますが、その点について、島根県のほうの防災専門官のほうから発言がありますので、ちょっとお聞きいただきたいと思います。

○岸川原子力防災専門官 防災専門官の岸川と申します。1点、確認をさせていただきたいのですが、先ほど、先生からお話のありました災害派遣に関しまして、知事からと、それから防衛大臣が、あるいは自らやる自主派遣とあるというふうにおっしゃいましたが、原災法上で、全面緊急事態になった場合につきましては、いわゆる原災本部長が必要に応じて部隊の活動に対して要請をすることができるということがありますので、一言申し上げます。以上です。

○田中G L そうしますと、1番から6番、先ほどの6番含めまして、御議論いただきたいと思います。まず、コメントをお1人ずつおっしゃっていただきたいと思います。

片桐先生、お願いいたします。

○片桐顧問 大丈夫ですか。6番目の項目、資機材については、現状こういうふうに整備されてるっていうことの御紹介なんで、特にはないんですが、やっぱりいろいろものを整備するということ、計画どおりにやるということと、それを使って全体の活動がうまく流れていくっていうのが、イコールになるっていうのがやっぱり必要であって、そういう意味では、この前の項目で私が言った、例えば避難退域時検査の要員を千何名確保していますということなんですけど、実は、事業者にもサポートしてもらった必要性あるでしょうし、サポートっていうか、事業者がやるべきところもあるでしょうし、あと、指定公共機関も活動に関わるわけですので、そういう関係者が、じゃあ、指示があって、どこに集結して、どういう機材をそれぞれが持って対応に当たるのかというようなことは、これまた訓練なんです、出動の訓練なんですけど、そういうものはそういうもので別にきちんと確

認をして、あっ、これだったら十分に対応できるんだなと、環境をつくっておくことが必要かなと思います。正直、その裏には、この、今、ハードウェアを整備することが、被災対応の8割、9割を占めてしまうみたいな誤解があってはまずいかなと思うんですね。物があって最低限のことができるっていうのは大事だと思うんですけど、実は、それと同時に、人が動いて、そこで関与して動けないと、このもの自体が有効に活用できないというのが現実の姿かなというふうに思います。

オフサイトセンターの話にも関わるんですけど、ネットワークシステムを使って情報共有をしますと、その考え方自体は非常によろしいかなと思うんですけど、何を今、情報共有をすべきなのか、自分が入力することが一番大事なんだ、ということのように、どちらかという訓練なんかでは見てとれるんですよ。

○田中GL 失礼します、片桐先生、どうも音声が落ちました。

○片桐顧問 すみません。何か触ってないんですけど、勝手に落ちてしまいました。

○田中GL 戻りました。30秒ほど戻っていただけると。

○片桐顧問 繰り返しますけど、システム等の整備はある程度やっていくべきだとは思いますが、それにあまり深入りし過ぎるってこと自体は本末転倒じゃないかなというふうに思いますので、そこをきちんと、今、何台不備、まだ未整備ですというような御紹介をいただいたんですが、あまりそこに力を注ぐ、ある程度やっていかざるを得ないんでしょうけど、これと同時に、人が対応するんで、人がどれだけ対応できるかっていうこともセットでやって、考えていただきたいと思いますし、せっかく使うものであれば、それが、例えばどっか労力が軽減できるとか、そういうものにつながっていくような体で整備ができるっていうことが、一番望ましいんじゃないかなというふうに思います。ちょっとこの項目に関しては、特にそれ以上はございません。以上です。

○田中GL じゃあ、続きまして、関谷先生、お願いいたします。

○関谷顧問 島根県はほかの県と比べて資機材は多いと、保有しているというふうに理解はしておりますが、資機材をある程度整備するというふうなことは、ある程度災害対応の規模を決めるというふうなことにもなりますので、これで十分かどうかというのを、不断に検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

野口先生、お願いします。

○野口顧問 僕も関谷顧問がおっしゃったとおりで思っていて、資機材の必要十分性とい

うのは、どういうことをやろうとしようとしてるかによって決まってくるんですね。高度なことをやろうとすればするほど、必要な資機材は当然増えてきます。そうすると、やっぱりどうしても必要な必須のものから順番に備えておくということが必要なのと、資機材の必要十分性っていうのは、さっき言ったように、島根県がやろうとしている活動の中にどういう資機材が必要で、どの段階で使うかということをしかり貼り付けて、それでチェックするというのを、ぜひやってくださいというのが1点。

それから、今後、いろんな資機材が出てくるので、やっぱり確保することが必要になってきますけど、それだけお金も必要です。そうすると、思いついて、気づいたものから順番に買うというやり方じゃなくて、必要なものをきちっと整理して、その中で優先順位をつけて、必要なものから買っていくっていう、資機材調達も含めて、防災の最適化の中で、きちっと計画的にやっていただきたいというのが私のお願いですね。資機材が増えれば増えるほど、メンテナンスにも手間暇がかかるし、使いこなす人間の教育にも手間暇がかかるし、たくさんあればいいというわけでもなくて、そういう意味では、やっぱりリソースとやりたいことの中で、資機材をいかに有効活用するかっていうことが必要だというふうに思います。資機材に関しては以上です。よろしくお願いします。

○田中GL ありがとうございます。

それでは、もう少し時間がありますので、1番から6番、今日は1番から6番、この6項目にさせていただきたいと思いますので、もう少し総合的な議論ということで、御意見賜りたいと思います。

それでは、片桐先生、何かありましたら。

○片桐顧問 これまでも大分ご説明いただきましたので、言うことはないんですが、やっぱり繰り返しになりますけど、問題意識をどれだけ平素に持って、それに当たることをイメージできるかどうかっていうことにかかっているのかなという気がいたします。そういう意味では、実は、行政、県の職員の方々、市の職員の方々も、みんな平素は行政の業務をしてるわけですよね。ですから、危機管理業務っていうのを、本来業務として、本分としてやってる方って非常に少なく、やっぱり現実にはやっぱり片手間の業務で、いざというときに対応できる環境をつくるという仕組みになっていると思うんですが、なかなかそういうことだけで前に進まないケースも、全てじゃないんですけど、あり得るかなと思いますので、それを少しでも現実の姿に近づけるとしたら、やっぱりこのトップの危機意識、対応が重要なんだということを、やっぱり県庁の中でもずっと全員が浸透するような形に

平素からやっぱり取り組んでいただくようなことも、ちょっとこの6項目とは関係ない部分になってしまうかもしれませんが、訓練というようなことも関係してお話をさせていただくと、ちょっとそういう部分でやっていただきたいなと思います。原対課の方々は一生懸命やられてるので、決して今やることが不十分だというふうに申し上げてるわけではないんですが、やっぱり、正直なところ、なかなか同じ意識でもって対応してくださいというのは、言葉では言えても現実にはギャップが生じてしまうかなと思いますので、それをきちんと全体に浸透させるっていったら、これはトップの強い方針、一言で決まってくるのかなというふうに思いますので、それは全て住民の安全を確保するための基礎づくりなんだという、そのためにこれだけの時間を割いて行政の枠の中で防災対応の仕組みを、やっぱり根づかせていかなくちゃいけないというようなことを、ぜひ取り組んでいただくとよろしいんじゃないかなというふうに思います。取り留めのない話で恐縮ですけど、以上です。

○田中GL ありがとうございます。

関谷先生も何かありましたら、お願いいたします。

○関谷顧問 総合討論というか、ちょっと補足なんですけれども、先ほどちょっと言うタイミングがなくて言わなかったんですが、1番の原子力規制委員会が避難計画を審査すべきではないかって、これ、実際このとおりなんですけれども、もしもこれが仮に県民の声とか、そういうふうな疑問点っていうふうな意味だとしたら、これは、アメリカでは州政府の計画に対してFEMAが審査をしているっていうふうなことを出して、日本はどうなんだっていうことを質問してるんだろうというふうに思います。

要は、その点が、要は日本は仕組みが違うっていうと、それは一番大きなところは、政府が東日本大震災以降は防災対策に主体、主体っていうか、自分たちが取り組むっていうふうなところが多分一番大きな違いであって、だからこそ自分たちが主体となるから審査をする対象でないというふうなことが、多分主眼にあるんだろうというふうに思いますので、そのところを整理して書いていただいたほうがいいのかなというふうには思いました。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

野口先生からもいただけますか。

○野口顧問 すみませんね、その他が議論できなくてごめんなさい。6項目、議論してやっぱり分かったのは、6項目って全部ばらばらのことではないということですよ。それ

ぞれがきちっと連関してるということが、今日の議論の中でよく分かったというふうに思います。先ほど、関谷顧問がおっしゃったこともとっても大事なことで、FEMAというのは防災の専門なので、やっぱり、僕が言ったのは原子力の専門だから原子力防災がきちっと評価できるとは限らないということを申したわけで、もしどこかに評価してもらうのであれば、やっぱりそこには防災の専門家の目を入れるということが必要だというふうに思います。特に、こういう専門、科学技術社会では、専門家というのは、何の専門家なのかによってどの意見を尊重するかは違って来るし、さらに専門家同士の意見もぶつかるのは、コロナ禍でもよく分かったことで、そうする、その各専門家の意見を、行政としてどういうふうに総合的に評価するかが行政の腕というもので、そういうことがすごく大事だというふうに思っています。

それから、最後になりますが、最初も言ったんですけど、私は、この顧問会議はすごく大事だと思っていて、それは県民の方の安全を支える一つの機関でありたいというふうに思っています。そのためには、我々も今までのやり方を少し反省しなきゃいけないくて、皆さん、県の皆さんたちから出されたことに対して単に答えていって、顧問の仕事終わりだよというふうにするのは、僕はよくないと思ってて、本当に我々の発言一つ一つが県民のためになってるかということは、自分たちでも総括していきたいと思っています。そういう意味では、繰り返しになりますが、防災訓練、避難計画を充実させるためには、どの視点で問題を問うことが大事かという問題設定力がすごく大事になりますので、その視点も含めて、今後、我々をうまくお使いいただければ幸いです。僕からは以上です。

○田中GL ありがとうございます。

そうしますと、私が先ほど予告した15分延長の時間になってきますけど、追加で何か、これだけはということがございましたら、よろしいですか。

先生、どうぞ。

○野口顧問 モニタリングのどこ、抜いちゃったんだけど、僕は、島根県がある原子力機関と一生懸命共同研究をやってて、島根県内の年間の風速風向等をちゃんとやって、モニタリングの配置なんかも決めてるという非常にいい努力をしているのは知っています。

そういう、自分たちがやってすばらしい活動というのは、照れることなく、県民のためにもきちっと公表していただくとありがたいなというふうに思います。以上です。

○田中GL ありがとうございます。

それではモニタリングの内容は、次回の会議、第3回の会議でやらせていただきたいと

思います。全体通してやらせていただきましたので、そうしますと、最後に、次長の森本のほうから御挨拶と、皆さんに対するお礼を申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○森本次長 本日は、顧問の先生方におかれましては、大変有意義な御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。本日の意見を参考にさせていただいて、今後の業務に生かしていきたいと思っておりますので、またいろんなことを相談させていただきながら、一步一步進めていきたいと思っております。

この小会議につきましては、次回の開催日程につきましては、また別途調整をさせていただきたいと思っております。

顧問の先生方におかれましては、引き続き、本県の原子力行政に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。本日の会議を終わらせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○田中GL それでは、本日の議論した中で追加の意見等ありましたら、またメール等、テレビ会議もやらせていただくとと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。